別記様式第八号備考中「明りょう」を「明瞭」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条、第十条第一項及び別記様式第八号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前にこの省令による改正前の遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第一号により提出された登録申請書及び旧規則別記様式第二号により提出された誓約書は、それぞれこの省令による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別記様式第一号により提出された登録申請書及び新規則別記様式第二号により提出された誓約書とみなす。

2　この省令の施行の際現に存する旧規則別記様式第四号による遊漁船業者登録簿は、新規則別記様式第四号による遊漁船業者登録簿とみなす。

○農林水産省令第二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二十九条第三項の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号及び第二号中「又は名称」を削り、「住所」の下に「（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十五号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の規定に基づき、液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　経済産業大臣　枝野　幸男

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第一条　液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ニ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改める。

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第二条　一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改める。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第三条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ニ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改める。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第六号ニ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十六号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十三条、第十七条の六第一項（同法第十七条の七第二項及び第十七条の九第二項において準用する場合を含む。）、第十七条の七第一項及び第十九条第四項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　　経済産業大臣　枝野　幸男

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二に次の一項を加える。

2　揮発油販売業者、揮発油生産業者、揮発油輸入業者、揮発油加工業者又は揮発油特定加工業者が、揮発油を燃料とする自動車であつて三体積百分率を超え十体積百分率以下のエタノールを混合した揮発油又は一・三質量百分率を超え三・七質量百分率以下の酸素分を含む揮発油を燃料とする自動車として道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条の登録又は同法第六十条第一項後段若しくは第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定を受けている自動車の燃料として揮発油を販売又は消費しようとする場合における揮発油規格については、前条の規定にかかわらず、同条第一項第四号中「一・三質量百分率」とあるのは「三・七質量百分率」と、同項第八号中「三体積百分率」とあるのは「十体積百分率」とする。

第二十条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　日本工業規格K二二〇二号（自動車ガソリン）の表一で定める一号（E）に適合する揮発油（以下「標準揮発油一号（E）」という。）であること。

第二十条に次の一号を加える。

四　日本工業規格K二二〇二号（自動車ガソリン）の表一で定める二号（E）に適合する揮発油（以下「標準揮発油二号（E）」という。）であること。

第二十一条第一項中「の基準に適合する揮発油又は標準揮発油二号」を「、標準揮発油一号（E）、標準揮発油二号又は標準揮発油二号（E）に改め、同条第二項中「様式第十七によりするものとし」を「様式第十七により、標準揮発油一号（E）については様式第十七の二により、標準揮発油二号（E）については様式第十八によりするものとする」に改める。

第二十二条第一項第五号ロ(4)中「酸価の増加が〇・一二以下」を「酸化安定度が六十五分以上」に、同条第九項中「酸価の増加」を「酸化安定度」に改める。

第二十二条の三第四項中「様式第十八の二」を「様式第十八の二により」に改める。

第二十三条第一項第五号ロ(4)中「酸価の増加が〇・一二以下」を「酸化安定度が六十五分以上」に、同条第九項中「酸価の増加」を「酸化安定度」に改める。

第二十四条第一項中「の基準に適合する揮発油、標準揮発油二号（E）、標準揮発油二号若しくは標準揮発油二号（E）に改める。

第二十九条第一項中「の基準に適合する揮発油、標準揮発油二号（E）標準揮発油二号若しくは標準揮発油二号（E）に改める。

第五十九条第一項第一号中「標準揮発油一号」の下に「、標準揮発油一号（E）」を、「標準揮発油二号」の下に「、標準揮発油二号（E）」を加え、同項第二号中「の基準、標準揮発油二号の基準、標準軽油の基準」を「、標準揮発油一号（E）、標準揮発油二号（E）、標準軽油」に改める。

別表第五軽油生産業者、軽油輸入業者、軽油加工業者及び軽油特定加工業者の委託に係る分析の項中欄第八号中「酸価の増加」を「酸化安定度」に改める。